

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース(第5回)

歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室
(総括・企画・人材支援)

平成29年5月18日

歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組の全国への拡大に向けて

地域からの相談・提案

発信

人材

観光庁・内閣府

- ・ 専門家による**現地視察**、相談者への**ヒアリング**等の支援
- ・ 料理人等の都市部から地方部への**人材流動**
- ・ DMOの**人材の育成** 等

自治体・情報発信

観光庁・総務省・文化庁・農林水産省

- ・ **市町村長へのダイレクトの働きかけ**
- ・ 全国の伝建地区等の自治体・DMO候補法人に対する**意向調査**及び**個別ヒアリング**
- ・ ホームページを開設し、取組に資する**情報を公開**
- ・ メディアや農泊シンポジウムを通じた**情報発信** 等

重伝建地区
(全国114地区)

DMO候補法人
(全国145法人)

農泊地域
(今年度支援対象
200地域)

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム

歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議

歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室

金融・公的支援

内閣府・金融庁・文化庁・農林水産省

- ・ REVICの有する**投資ノウハウ**・**人材支援**に関する機能の活用による取組の各地での展開
- ・ 地域金融機関による**優良事例の公表**・**情報共有**
- ・ 各府省庁の**補助制度の活用** 等

規制・制度改革

国土交通省・消防庁・厚生労働省

- ・ 建築基準法適用除外の条例の制定・活用に関する**ガイドラインの策定・公表**
- ・ 古民家等に関する、自動火災報知設備や誘導灯等の**適用除外事例の紹介・周知**
- ・ **旅館業規制**の一層の適切な**見直し** 等

相談

支援

2020年までに全国200地域での取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム(平成29年1月30日発足)

概要

本年1月30日、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームを発足。
連携推進室に寄せられた相談については、専門家会議メンバーへ情報を提供し、支援の可能性等に係る相談を実施中。

歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議

1. 趣旨

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースの検討を踏まえ、民間を中心とした意欲ある地域の観光まちづくりの取組みを支援するため、歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議を開催する。本会議は、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室とともに、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームを形成し、同室と連携しつつ、地域の相談・要望内容に応じて、異業種からなるワンセットの専門家チームを派遣し、継続的に支援するほか、啓発活動等を実施する。

2. 構成

植松 克則	株式会社千葉銀行	法人営業部長
上山 康博	株式会社百戦錬磨	代表取締役社長
金野 幸雄	一般社団法人ノオト	代表理事
才本 謙二	有限会社才本建築事務所	代表取締役
杉山 尚美	株式会社ぐるなび	執行役員
他力野 淳	バリューマネジメント株式会社	代表取締役
藤井 大介	株式会社大田原ツーリズム	代表取締役
前橋 昭夫	株式会社栃木銀行	法人営業部長
宮崎 晃吉	「HAGISO」・「hanare」	代表
村田哲太郎	株式会社スリー・ボックス	代表取締役
米良はるか	READYFOR株式会社	代表取締役
渡邊 准	株式会社地域経済活性化支援機構	常務取締役

3. 庶務

専門家会議の庶務は、観光庁、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。

平成29年1月30日 第1回会議開催

歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室

1. 趣旨

農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等の歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりについて、人材、自治体との連携・情報発信、金融・公的支援、規制・制度改革等の観点から関連する施策の統一的な推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務処理を実施する。

2. 構成

室長	和泉 洋人	内閣総理大臣補佐官(地方創生担当)
室長代理	古谷 一之	内閣官房副長官補(内政担当)
室長代理	田村明比古	観光庁長官
審議官	蝦名 邦晴	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 兼観光庁次長
審議官	西田 直樹	内閣府地域経済活性化支援機構担当室長
審議官	青柳 一郎	内閣府地方創生推進事務局審議官
審議官	時澤 忠	総務省地域力創造審議官
参事官	柴田 聡	内閣府地域経済活性化支援機構担当室 参事官
参事官	石谷 俊史	内閣府地方創生推進事務局参事官
参事官	松田 浩樹	総務省地域力創造グループ地域政策課長
参事官	原川 忠典	農林水産省農村振興局都市農村交流課長
参事官	蔵持 京治	観光庁観光地域振興部観光資源課長

平成29年1月30日 設置

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームによる情報発信

概要

官民連携推進チームの発足とともに、連携推進室のホームページを開設。
観光まちづくりの取組に資する情報をホームページにおいて公開し、周知を図っている。



<篠山の事例紹介>



HPのコンテンツ

<http://kominkasupport.jp/>

○先進事例の紹介

- ・兵庫県篠山・集落丸山の事例紹介
- ・クラウドファンディングを活用した古民家再生の事例紹介

○相談方法

- ・ホームページに相談シートを掲載し、当該シートの提出を受付
メールアドレス：kominka@mlit.go.jp

○専門家会議構成員紹介

- ・専門家会議構成員について、所属、経歴、実績等を紹介

○支援メニュー集

- ・各府省庁の補助金等の支援施策をとりまとめ、支援メニュー集として紹介

ホームページにおける各府省庁の支援施策の紹介

支援施策の紹介

連携推進室のホームページにおいて、各府省庁の支援施策それぞれについて、対象者、対象事業、支援内容、担当府省庁の連絡先、実際に支援を受けた事業の概要等の情報を紹介している。

＜地方創生推進交付金の活用事例＞

失われた町の宝復活による笠置蘇り物語 ＜京都府笠置町(かさぎちょう)＞

28年度交付額
11,000千円
(事業費:22,000千円)

実施主体

○笠置まちづくり株式会社
設立:平成28年9月
商工業、観光業、金融業、飲食業等を含む企業に加え、地元住民の有志が参画。

KPI

○観光入込客数
(平成26年度)243,276人⇒(平成30年度)308,000人

事業の概要等

○街並みデザイン修景プランづくり
笠置駅から町内に延びる街道は、かつて大坂の奥座敷といわれた料理旅館が建ち並び、現在も当時の風景を色濃く残しており、街並みの修景や統一したサインの整備等を実施するまちづくりプランを策定する。

- 街並み修景デザイン計画策定事業
- 街並み統一サイン制作事業

○世界遺産「春日大社」との広域観光連携事業
元弘の変火で焼失して以来、685年ぶりに春日大社より旧本宮神社の社殿が笠置寺境内に移築されることを起爆剤とし、奈良市に国内外から訪れる年間1,400万人の観光客を笠置町に誘客する取組を実施。

- 春日大社でのトッププロモーション事業
- 地元FM局と連携したメディアミックスによる誘客活動




＜地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）の活用事例＞

ローカル10,000プロジェクト施策例（奈良県斑鳩町）

法隆寺門前商店街の抱える課題

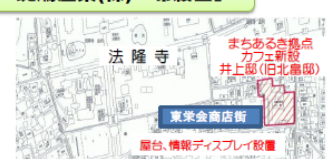
- 観光客の減少
→少子化による修学旅行生の減少
- 高齢化、若者の流出
→後継者難による商店街の衰退
- 町内の連携不足
→法隆寺のみ拝観し、周辺地区は通り過ぎるだけ(おもてなしの発想不足)

一般おもてなし探る

世界文化遺産「法隆寺」周辺まちあるき観光拠点によるハード・ソフト整備事業
古民家改装、屋台設置、情報ディスプレイ導入
【総務省】地域経済循環創造事業交付金 1,800万円
+ 南都銀行融資 1,800万円

斑鳩町交付金 南都銀行融資

斑鳩産業(株)「布穀菌」



通過型観光→滞在型観光(参拝客を街へ)

- ・まちあるき観光拠点整備事業
築140年の古民家(井上邸)を活用して、カフェに改装し、まちあるきの拠点として観光客に開放
- ・商店街活性化事業
空き家・空き地を活用して、屋台を設置し、人の流れと客だまりを創出
- ・情報発信事業
町内各所にデジタル屋外型ディスプレイを設置し、休日は観光情報の発信、平日は地元住民に暮らしの情報を発信

地域への貢献

- ・商店街の活性化
- ・交流人口の増加
- ・雇用増(観光業)

フリーマーケット「常楽市」出合いの場「寺社コン」(共同開催)(平成25年度～)

商工会 観光協会 商店街 県立大学等

斑鳩町を流れる福田川が発祥「福田揚げ上げ↑プロジェクト」(商品開発、情報発信)(平成25年度～)

モニターツアー企画「おとなの修学旅行」(平成24年度～)

主な支援施策

地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業、日本遺産魅力発信推進事業、空き家対策総合支援事業、地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）、消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等、文化財建造物等を活用した地域活性化事業、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）、地域資源・事業化支援アドバイザー事業

最近の取組事例①

連携推進室・専門家会議の取組状況

- 1月30日の発足後、**3か月余りで30件**を超える案件の相談があった。（その他継続地域が約80地域）
- これらの案件を含め、相談内容に応じて、同室または専門家会議がサポートを実施。専門委員が現地を視察してアドバイスするなどしており、その中で、以下のような有望案件が出てきている。

太宰府での取組

- 太宰府天満宮、地元鉄道会社が中心**となり、**専門家会議構成員**のアドバイスを受けながら、都市銀行と連携したファイナンススキームの構築や、**門前町の古民家を改修**した宿泊施設や飲食施設などを整備する計画を進めている。
- 太宰府市が地域の機運を高めるため、6月9日に**シンポジウムを開催する予定**である。



大多喜町での取組

- 専門家会議構成員**が、千葉県大多喜町での古民家再生事業を計画策定段階からサポートし、**築200年の古民家**を改修して宿泊施設として再生し、管理を地元住民が行い、**4月から運営を開始**している。
- 関係者のネットワークを構築するべく、**専門家会議構成員**がつなぎ役となって大多喜町で**古民家シンポジウム**を5月30日に**開催する予定**である。



増田町での取組

- 秋田県横手市の増田地区（重伝建）は、座敷蔵を有する屋敷群が特徴。このうち、重要文化財である「旧松浦家住宅」を**地域金融機関**の出資法人が取得した。
- 同行は、本物件の再生活用を起点として、**座敷蔵等を宿泊施設として活用**するエリア開発の計画策定に着手。既に、**専門家会議構成員**が現地視察を終え、連携を前提に具体的な検討に入っている。



和田宿（長野県）での取組

ながわまち

- NPO法人が長和町と連携して空き家となっている旧旅籠の物件を改修し、宿泊施設や飲食施設（現在3カ所、今後拡大）として整備を進めている。
- 今後はNPO法人が長和町の管理する和田宿の施設全てについて指定管理を受け、運営することを目指す。また、専門家会議構成員が視察を行っており、そのアドバイスを受けて事業計画を策定する予定である。



みたけじゅく

御嶽宿（岐阜県）での取組

- 専門家会議構成員が地域の歴史文化、町並み、古民家等の歴史的資源を活用した拠点整備の計画策定段階からサポートしている。
- 旧旅籠を御嵩町が購入し、宿泊施設として活用を進めるとともに、御嵩町のバックアップと専門家会議構成員の協力を得ながら、今夏頃にまちづくり会社を設立する予定である。



かつらぎ町（和歌山県）での取組

- 地域金融機関と専門家会議構成員所属団体が平成28年8月に協定を締結し、熊野古道の麓にある旧酒蔵や廃校を宿泊施設として本年度から順次整備する予定である。
- あわせて、生産量日本一を誇る柿などの地域に豊富にある果樹園を活用し、新しい高野山への入口として滞在体験型のまちづくりを進める予定である。



日本版DMO候補法人への意向調査①

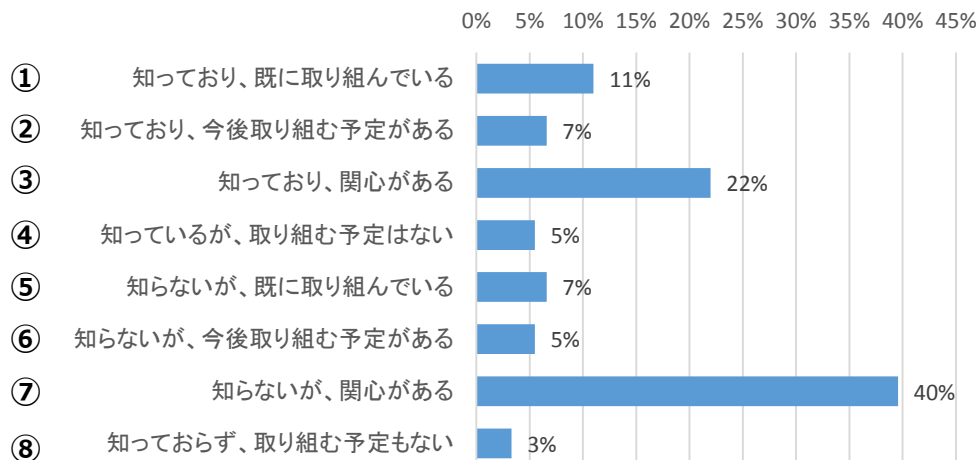
調査概要

- 全国の日本版DMO候補法人に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくりの意向等についてのアンケート調査を実施した（回答数：134法人中、102法人）。

アンケート調査の結果

①古民家再生等の取組に係る現状及び意向

兵庫県篠山市等における歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組及び本取組を推進するための官民連携推進チームが形成されたことについて



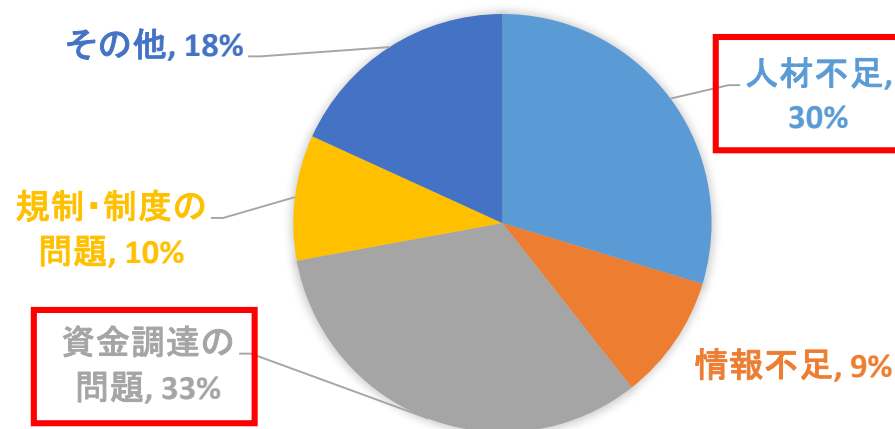
取組の「意向あり」（回答①,②,③,⑤,⑥,⑦） **92%**

「知らない」（回答⑤,⑥,⑦,⑧） **55%**

「関心がある」が取り組めていない（回答③,⑦） **62%**

②取組に際しての障害

歴史的資源を面的な観光まちづくりに活用するにあたって障害となること



「その他」で回答があったもの

- ・まちづくりに対する住民の理解、合意形成
- ・住民とまちづくり団体との協力体制が整っていない
- ・地域の高齢化、過疎化 等

日本版DMO候補法人への意向調査②

既に取り組まれている事例

○長良川流域4市（岐阜県 郡上市、美濃市、関市、岐阜市）での取組

- ・平成19年にNPO法人ORGAN（オルガン）が築120年の町屋を地区の観光案内所として活用を開始し、その後、周辺の町屋を飲食施設や居住用住宅として改修した。
- ・本年度中には町屋を改修し、岐阜和傘、活版印刷などの若手職人のシェア工房兼体験工房施設としてオープンする予定である。

<抱えていた課題> 町屋の改修の初期投資に係る資金調達



<岐阜市：町屋を改修した飲食施設>

○三次市（広島県）での取組

- ・平成28年に三次市が、住民自らが地域の古民家の改修・活用プランを作成するワークショップを開催した。その後、実際に住民が古民家を購入し起業する動きが出てきている。
- ・本年10月には、まちづくり会社が設立される予定であり、古民家を宿泊施設や飲食施設に改修するとともに、地域の新たな観光資源として博物館を開館することなどを計画している。

<抱えている課題> 歴史的まちなみを周遊するまちあるきガイド等運営人材の不足



<三次市：三次本通り>

○宇佐市（大分県）での取組

- ・平成27年度に、地区のまちづくり協議会や地域おこし協力隊等が連携して結成した古民家再生プロジェクトチームが、地域の古民家の一部を所有者から借り受け、移住・交流拠点施設へ改修した。
- ・本年度は、宇佐市の事業が地方創生拠点整備交付金の交付対象事業に決定しており、それを活用し、築130年の古民家の宿泊施設への改修や、その他の周辺の古民家の改修を行い、面的に観光まちづくりを進めることを計画している。

<抱えている課題> 古民家改修のハード事業及び移住体験イベント等のソフト事業資金の不足



<宇佐市：移住・交流拠点施設>

今後の対応

今般のアンケート調査において、

- ・「知らない」と回答した55%のDMO候補法人に対して、政府の取組や先進事例等について、説明会を開催するなど、周知・徹底を図る。
- ・「関心があるが取り組めていない」と回答した62%のDMO候補法人に対して、個別にヒアリングを実施し、取組にあたっての具体的な障害の把握や、その解決策の検討・提案等を行う。

JNTOとREVICの連携及びオンライン・メディア活用

日本政府観光局（JNTO）と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）との連携協定を締結

本年4月18日、日本政府観光局（JNTO）と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）との間で、『古民家等の歴史的資源を活用した外国人旅行者の地方誘客促進に向けた連携に関する協定』を締結した。



連携・協力事項

- (1) 古民家等の歴史的資源を活用した地方への外国人旅行者誘致に関する海外発信 [H29.4.18JNTO 報道発表]
- (2) 古民家等の歴史的資源を活用した地方への外国人旅行者誘致に関する調査・情報収集
- (3) 古民家等の歴史的資源及びこれらを活用した観光施設の効率的効果的な海外発信に向けた仕組みづくり
- (4) 上記(1)(2)及び(3)の取組みに関する情報交換・意見交換

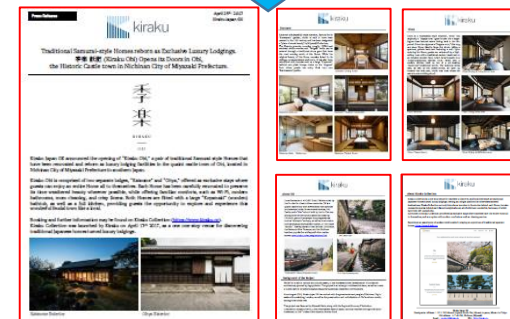
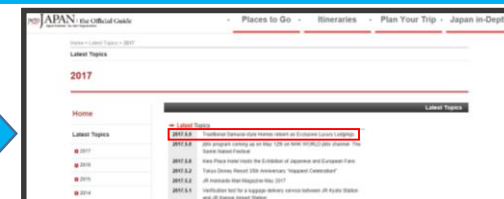
古民家のオンライン・メディア活用

- 具体的な取組み -

- (1) 第一弾として、REVICが融資し、4月25日に宮崎県日南市飢肥地区に開業した古民家を再生した宿泊施設について、JNTO グローバルサイト上のトピックス欄へ掲載し、海外へ情報発信を行った。
- (2) 今後、全国各地で行われている古民家の活用事例につき、海外への情報発信を順次実施する。
(例) 古民家再生を手がける企業等のホームページをJNTOグローバルサイトやSNSで紹介



[JNTOグローバルサイト]



[飢肥地区に開業した宿泊施設の情報を掲載]

テーマ別観光による地方誘客事業

国内外の観光客が全国各地を訪れる動機を与えるため、特定の観光資源に魅せられて日本各地を訪れる「テーマ別観光」のモデルケースの形成を促進し、地方誘客を図る。

テーマ別観光となる観光資源の例

古民家ツーリズム

- ・協議会の設立
- ・自治体等の関係者向けセミナーの開催
- ・モニターツアーの実施



忍者ツーリズム

- ・忍者ゆかりの地のPRを行う「忍者まつり」の開催
- ・忍者ゆかりの地を巡る周遊型の忍者ツアーを造成

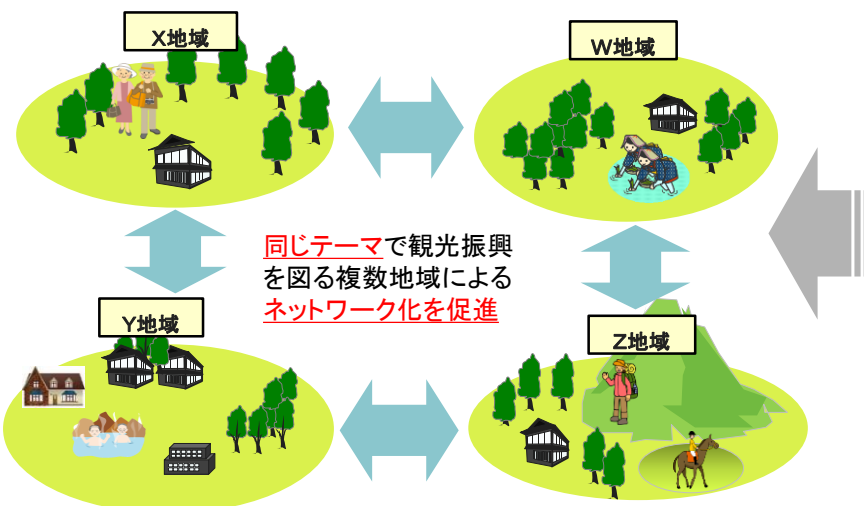


サイクルツーリズム

- ・全国協議会の開催
- ・モニターツアーの実施
- ・地元自転車店の拠点化と地元ガイド養成



ネットワーク化のイメージ



国による支援例

ネットワークの構築

- ・地域連携協議会の設立

ネットワーク間の共同での取組

- ① マーケティング
- ② 共同サイト開設
- ③ 共同プロモーション
- ④ 周遊プランの形成
- ⑤ モニターツアーの実施

ネットワークの拡大推進

- ・シンポジウム開催
- ・共通マニュアル作成 等

期待される効果

旅行者

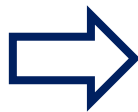
- ・特定のテーマに関心の高い旅行者にとって、**より魅力的な旅行を享受**

地域

- ・旅行者の複数地域への**来訪需要を創出**
- ・地域間で課題や**成功事例を共有**することによる、**効果的な観光振興策を推進**

料理人等の育成及び地方部への人材流動に向けて

古民家等をレストランやカフェなどにリノベーションし、地域ならではの食材を使った料理を提供



域外から旅行者を呼び込む観光まちづくりの核に

地域の料理人等の育成、都市部から地方部への人材流動の促進が必要

地域の料理人等の育成

千葉県いすみ市における(株)ぐるなびの取組事例

○本年2月、「美食の街いすみ～サンセバスチャン化計画～」(平成28年8月内閣府認定地域再生計画)を推進する千葉県いすみ市から委託を受けて、将来性と実力を兼ね備えた若手料理人のクリエイティブ・ラボ『CLUB RED』から14名を派遣し、地域の料理人、生産者等と勉強会や農水産業体験等の交流を実施。
→地域の人々に自らが生産する製品の良さ・価値を認識してもらうとともに、町の中の横のつながりを創出。

○交流の最後に、オリジナルメニューを開発。交流後も引き続き、地域の料理人が自店でそのメニューを提供。

○今後は、域外へのPRを展開し、来訪者の増加につなげる。

○TVにも放送され、マスコミの注目も受けている。

⇒こうした人材育成の取組を、古民家等歴史的資源を核として観光まちづくりを進める地域で展開することで、各地域における観光資源としての「食」の魅力を高め、集客力を向上。



<魚の食味体験>

CLUB RED風 伊八めし

日本料理
8種類のいすみの食材を贅沢に使った
炊き込みご飯。一人前ずつ炊き上げて



メニュー開発・調理担当
いすみ市 横山真人、中村一登
CLUB RED 内海 亮

【シェフのコメント】
使った食材は、いすみ米、タケノコ、タイ、タコ、いすみ豚、切り干し大根、サザエ、未戸泉の魚。出汁を使わずに、素材の味と調味料だけで炊き上げています。血に添えられたひと粒の粒に春を感じてください。

<開発した
オリジナルメニュー>



<トマトの栽培法解説>

地方部への人材流動の促進

料理人の地方部への移住等に際しての条件や環境整備に係る調査を実施し、料理人等を募集する地域とのマッチングを図るとともに、Uターン・Iターンによる地域で働きたい若者等の人材を発掘し、地方への人材流動を促す。

地方創生に向けた小規模不動産特定共同事業制度の創設

地域の宅建業者等

登録

不動産特定共同事業法の一部改正案※1による
小規模不動産特定共同事業の特例の創設

最低資本金要件※2: 1億円→1千万円(予定)に引き下げ
1事業当たりの出資総額: 1億円以下(予定)
1人当たりの出資上限額: 原則100万円(予定)

※1 本年3月3日閣議決定

※2 資本金1千万円～1億円未満:
全国の約5万社(全業者の約50%)が対象

空き家・空き店舗等の増加

[空き家数] (H15) (H25)
全体 : 660万戸 ⇒ 820万戸 (1.24倍)
賃貸等用住宅: 398万戸 ⇒ 460万戸 (1.16倍)
その他の住宅: 212万戸 ⇒ 318万戸 (1.50倍)



取得
・賃借

地域のニーズ
に合わせて改修・リノベ
ーションを実施

借入

融資

銀行等

- ・ 空き家・空き店舗等の担保価値は低く、十分な融資を受けることは困難

再生不動産を活用した
地域活性化事業の広がり



古民家を活用した
旅館・観光事業



空き店舗を再生した
地域活性化事業



空き家を活用した
UIJターン、二地域居住

賃貸
・売却



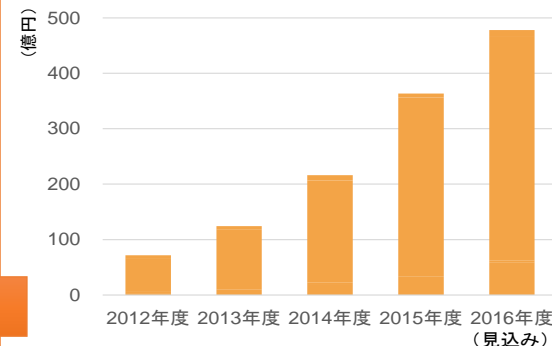
出資

民都機構等の出資

クラウドファンディング
等による資金調達の拡大

- ・ 近年国内のクラウドファンディングの市場規模は拡大傾向

【国内クラウドファンディングの市場規模推移】

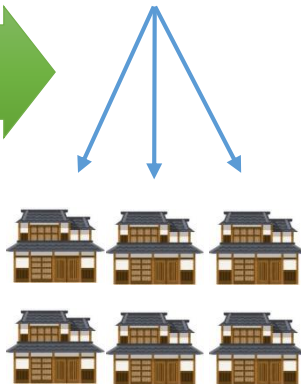


出典: ㈱矢野経済研究所
「国内クラウドファンディング市場に関する調査結果2016」

全国・地域
から志ある
資金を集め、
複数・広域
展開を強力
に推進

出資

賃料等
の収入



歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース(第5回)

歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室
(自治体支援)

平成29年5月18日

地方自治体等への情報発信

地方自治体への情報発信

- 「歴史的資源を活用した観光まちづくり」に関する取組の重要性・有用性について、市長会、町村会の役員会等を活用し、市町村長にダイレクトに働きかけを実施。

会議名	日時	参加者
全国市長会 理事会	平成29年4月12日(水)	市長会役員の市長等 110人
市町村長特別セミナー	平成29年4月25日(火)	市町村長等 65人
全国町村会 政務調査会	平成29年4月26日(水)	都道府県町村会長等 47人

- 「歴史的資源を活用した観光まちづくり」の推進について、ブロック会議等を活用して、都道府県・市町村や地域金融機関、商工会議所・商工会等の担当者に説明。

会議名	日時	参加者
地域経済好循環拡大推進会議	全国10 ブロック 平成29年1月～2月	合計 1,170人 (うち地方自治体584人 民間586人)
都道府県財政課長・市町村担当課長会議	平成29年1月25日(水)	201人
	平成29年4月21日(金)	201人

支援プロジェクトを特定したふるさと納税の事例・具体的な手法の周知

- 地域おこし協力隊員等向けの研修会や上記ブロック会議等を活用して、地域おこし協力隊員等や地方自治体担当者に説明。

会議名	日時	参加者
地域おこし協力隊員等向けの研修会	平成29年1月～4月	合計 423人

今後の方針

今後、各都道府県の市長会等の会議の場等も活用し、古民家等歴史的資源を活用した観光まちづくりの重要性や有用性についての認識を深め、地方自治体の協力が得られるよう市町村長へのダイレクトな働きかけ等を進める。また、引き続き、支援プロジェクトを特定したふるさと納税の事例・具体的な手法について、地域おこし協力隊員等向けの研修会や地方自治体担当者向けのブロック研修会等を活用し、周知を図る。

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスク フォース(第5回)説明資料

歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室
(金融支援)

平成29年5月18日

IV. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等

- 多くの金融機関は、従来のビジネスモデルに限界に近づいている中で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた具体的かつ有効な取組みが必要
- こうした中、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上等を助けることにより、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保すること(顧客との「共通価値の創造」)は、持続可能なビジネスモデルの一つの有力な選択肢。多くの金融機関は既にこの点を認識しているが、経営陣の意識や実際の現場の取組みの深度にはバラツキ
- こうした問題意識の下、以下の施策に取り組む

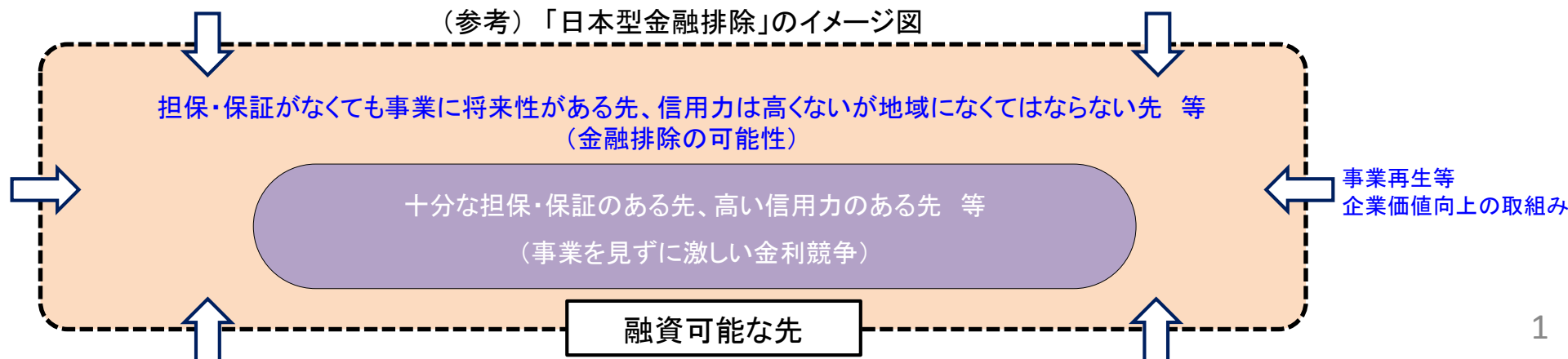
(1) 金融仲介機能の質の向上

① 「日本型金融排除」の実態把握

- 融資に関し、金融機関と顧客企業の認識に相違^(注1)がある中、「日本型金融排除」^(注2)が生じていないかについて企業ヒアリング等により実態把握

(注1) 銀行：融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が厳しい、顧客：銀行は担保・保証が無いと貸してくれない

(注2) 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、企業価値の向上等が実現できていない状況

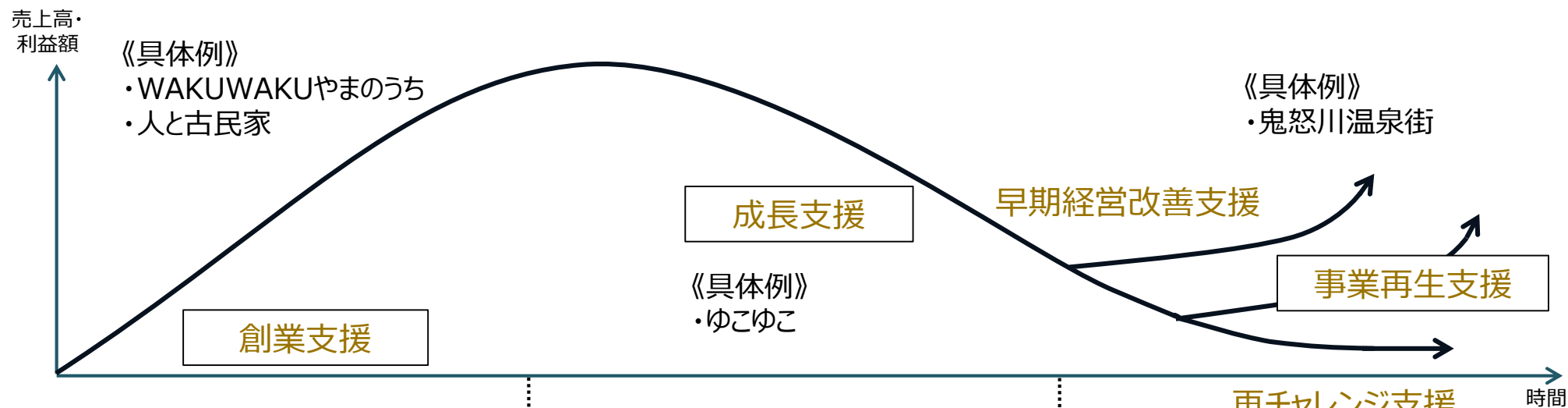


IV. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等

（「日本型金融排除」の実態把握に関する着眼点）

- ✓ 与信判断における審査基準・プロセス、担保・保証への依存の程度（事業性評価の結果に基づく融資ができているか）
 - ✓ 貸付条件変更先等の抜本的事業再生を必要とする先に対する、コンサルティングや事業再生支援等による顧客の価値向上に向けた取組み
 - ✓ 公的金融機関の融資・連携状況の実態調査（民間金融機関の融資と補完的・連携的か）
- ② 金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組みについて、上記①の実態把握や先般公表した「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用しつつ、ガバナンスや業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、経営陣と深度ある対話を実施
- ③ 良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を実現する観点から、金融機関に対し、その金融仲介機能の発揮状況について、積極的かつ具体的に開示するよう促し、優良な取組みを行っている金融機関を公表・表彰。
- ④ 顧客企業による外部の専門人材の活用にあたっては、地域活性化・事業再生ファンドによるハンズオン支援や、地域経済活性化支援機構（REVIC）及び日本人材機構による支援が有効であることから、金融機関に対し、こうした支援機関との密接な連携やその機能の積極的な活用を促す

観光まちづくりにおける課題及び対応策



新興企業

成長企業

再生企業

課題

- ・事業立ち上げ時の資金調達
- ・起業ノウハウ・経営人材の確保

- ・事業の成長に向けた資金調達
- ・経営人材の確保
- ・成長分野への選択と経営資源の集中

- ・生産性向上に向けた対応
- ・再生に向けた設備資金等の調達
- ・面的再生に向けた取組み

具体的対応策

- 地域金融機関による事業性評価に基づく融資・本業支援
- 地域金融機関と政府系金融機関等が連携した協調融資
- 自治体と連携した観光地の面的再生・活性化支援
- 地域金融機関とREVIC等が連携した地域活性化ファンドによるリスクマネーの供給・ハンズオン支援
- 再生期における債権放棄等の抜本的な再生支援

地域金融機関とREVICの連携による地域観光活性化ファンド

□ 地域金融機関とREVICが連携し、12本(総額158億円)の地域観光活性化ファンドを設立・運営。

(平成29年3月末時点)

No	ファンド名称	設立年月	地域	出資金融機関等	投融資実績
1	観光活性化マザーファンド	2014年3月	全国	日本政策投資銀行、リサ・パートナーズ	(株)NOTEリノベーション&デザイン ほか
2	わかやま地域活性化ファンド	2014年1月	和歌山県	紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫	加太まちづくり(株)、(株)三楽荘
3	やまと観光活性化ファンド	2015年3月	奈良県	大和信用金庫	—
4	ALL信州観光活性化ファンド	2015年3月	長野県	長野県内に本店を有するすべての地域金融機関10行	(株)WAKUWAKUやまのうち ほか
5	しずおか観光活性化ファンド	2015年3月	静岡県	静岡銀行及び県内地域金融機関6行、観光活性化MF	(株)VILLAGE INC ほか
6	佐賀観光活性化ファンド	2015年7月	佐賀県	佐賀県内に本店を有するすべての地域金融機関8行	(株)有田まちづくり公社、(株)STUDIO JIKI
7	ふくい観光活性化ファンド	2015年8月	福井県	福井銀行	(株)まちづくり小浜
8	千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド	2015年9月	千葉県	京葉銀行、佐原信用金庫	NIPPONIA SAWARA(株) ほか
9	奈良県観光活性化ファンド	2015年9月	奈良県	南都銀行、観光活性化MF	(株)easygoing ほか
10	九州観光活性化ファンド	2015年10月	九州	大分、熊本、親和、宮崎、福岡、豊和、宮崎太陽、観光活性化MF	—
11	高知県観光活性化ファンド	2015年10月	高知県	四国銀行	(株)ものべみらい ほか
12	かながわ観光活性化ファンド	2016年3月	神奈川県	横浜銀行	富士屋旅館合同会社

地域銀行による古民家再生の取組み ①

千葉銀行

- 支援に当たって、REVICのノウハウも活用しつつ、事業性評価に基づく融資に加え、公益財団法人による助成金事業を紹介
- 古民家を活用した事業の支援体制強化に向け、本部機能横断型の「古民家活用チーム」を編成。また、古民家に係る有機的なネットワークを構築し、古民家ビジネスの面的拡大を図るため、「古民家を活用した観光まちづくりシンポジウム」を5月末に開催予定

千葉銀行

REVIC

ひまわりバンチャー
育成基金

融資

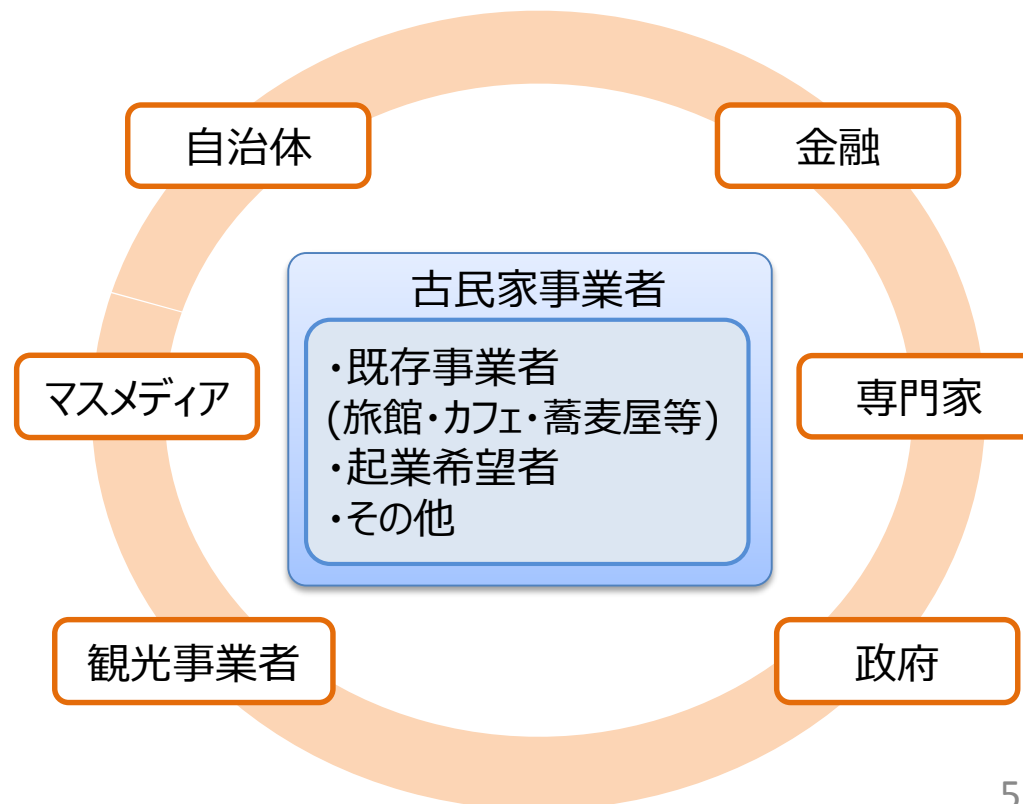
ノウハウ提供

助成金

古民家研修・宿泊施設化事業
〔運営：(株)人と古民家〕
〔H29.4月28日 営業開始〕



古民家を活用した観光まちづくりシンポジウム



※ (株)人と古民家：設計・デザインのカで古民家を再生させ、日本の原風景と伝統文化の保存・継承を目指す事業者

地域銀行による古民家再生の取組み ②

東京スター銀行

- 観光関連事業に特化した「ホスピタリティファイナンス部」を平成23年に設置
- 本年4月には、これまでに培ったホテル・旅館等向けファイナンスのノウハウを活用し、老朽化した京都の町家を宿泊施設へと再生

東京スター銀行

個人投資家等

融資

投資

民間ファンド・SPC

町屋改修・施設運営 等

京都町屋再生プロジェクト



(写真出典: 東京スター銀行HP)

中京銀行

- 常滑商工会議所との間で「地域経済の活性化に向けた業務提携に関する覚書」を平成27年9月に締結
- 国内の観光客や海外からの観光客に対し、地場産業である「常滑焼」の販売を促進するため、古民家の再生を同年11月に支援

中京銀行

連携

常滑商工会議所

融資

販路開拓支援

常滑焼販売事業者
(古民家を再生した販売ギャラリーを設置)

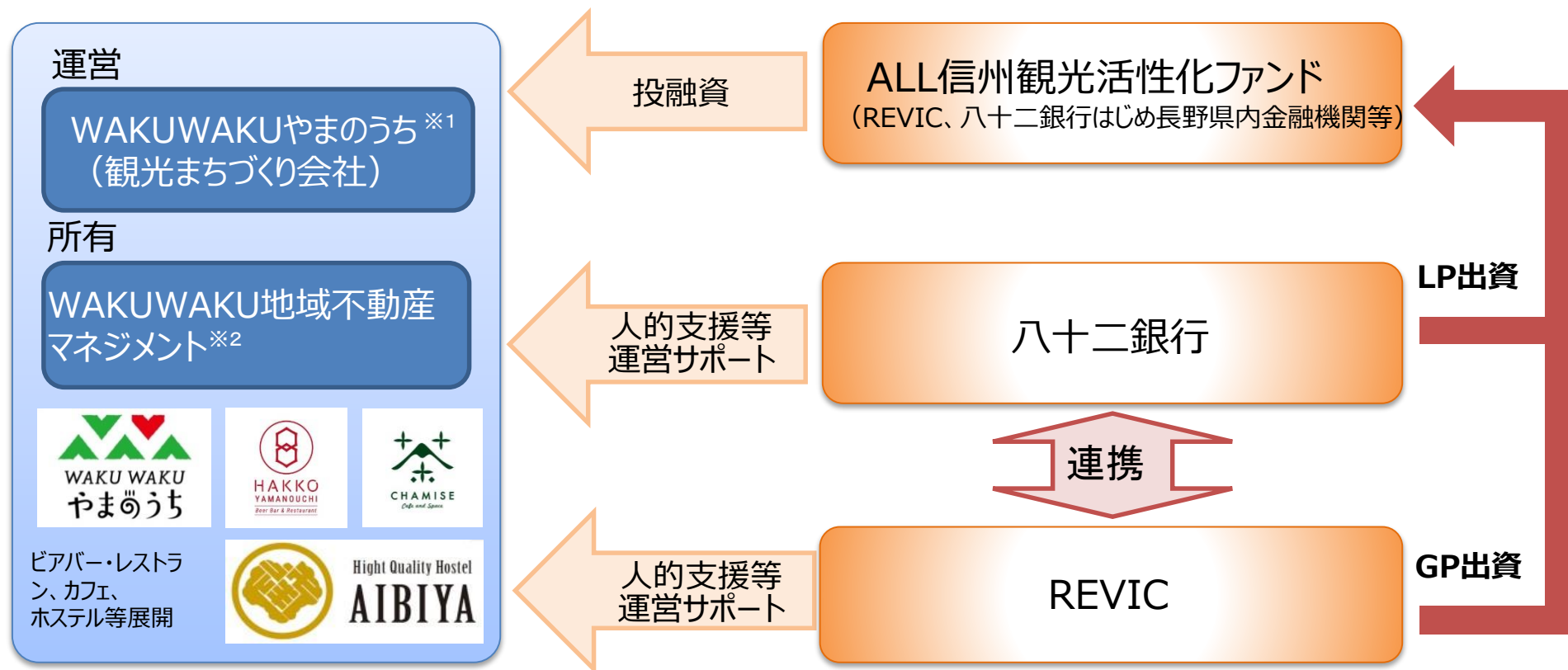


観光まちづくりによる地域活性化の取組み ①

八十二銀行

- 長野県全体の観光活性化を目的に、REVICや県内金融機関と連携して「ALL信州観光活性化ファンド」を組成し、地元の活性化に取り組む「観光まちづくり会社」を支援
- 以下の代表例をはじめ、当ファンドでは観光活性化に向けた投融資を複数実行（志賀高原創生公社等）

【代表例】長野県山ノ内町における観光まちづくり支援



※1 WAKUWAKUやまのうち: 地域出身の若手等が事業を運営・推進する観光まちづくり会社

※2 WAKUWAKU 地域不動産マネジメント: 休廃業旅館、空き店舗等をリノベーションした不動産を所有・賃貸管理する会社

観光まちづくりによる地域活性化の取組み ②

足利銀行

- 温泉旅館の抜本的事業再生支援と地方公共団体による地域活性化支援との連携等により、地域の雇用を維持しつつ、鬼怒川温泉旅館街における面的再生を実現



【鬼怒川温泉】



【駅前広場の足湯】

- 足利銀行は、
 - ① 産業再生機構（当時）や民間ファンドとの協働により、比較的規模の大きい温泉旅館の抜本的再生支援を実施
 - ② 持株会社とオペレーション会社を設立し、複数の小規模温泉旅館の共同管理、仕入先の紹介や相見積の導入等によるコスト削減など経営の効率化を支援
 - ③ 競争力を喪失した旅館の廃業支援（同行による債権放棄・経営者保証の解消）
- 栃木県等は、駅前広場・足湯・遊歩道の整備、廃業旅館の撤去・公園化

地域観光活性化ファンドによるリスクマネーの供給・ハンズオン支援

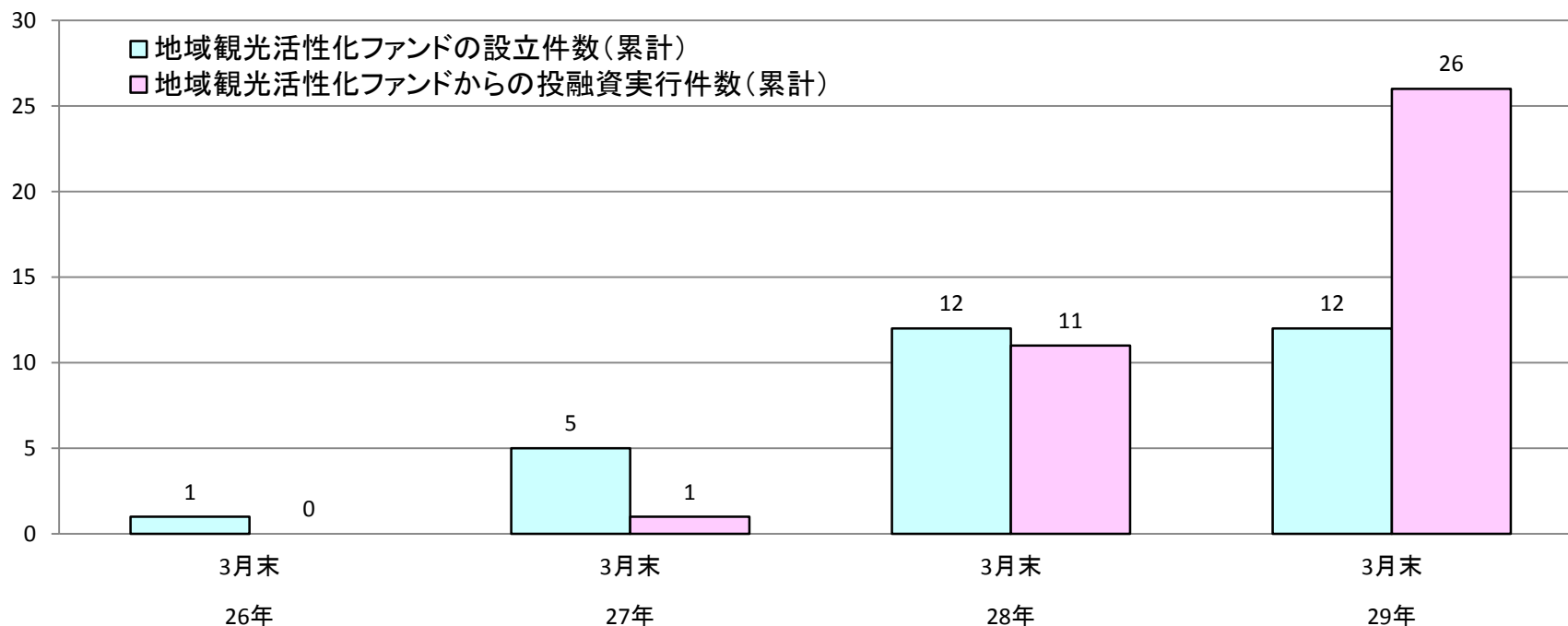
【中間とりまとめ】

- REVICの観光地域活性化ファンド関連業務について、その投資ノウハウ・人材支援に関する機能が同社の支援・出資決定期限(平成29年度末)後も安定的・継続的に提供できる体制の整備に向けた具体的検討を進める

【進捗状況・今後の対応】

- 官民ファンドは、民間だけでは取りにくいリスクや発展途上の機能を補うことを通じて、民間の自主的な取組みを促進することが役割
REVICは、地域金融機関等と連携して、12本(総額158億円)の地域観光活性化ファンドを設立・運営し、リスクマネーの供給及びハンズオン支援を実施。こうした活動を通じて、地域金融機関にノウハウを移転
- 今後も、平成35年3月(業務完了期限)まで、地域経済の活性化に資する支援に積極的に取り組んでいく
また、REVICの有する地域の観光活性化に係る投資ノウハウ・人材支援に関する機能を、REVICの支援・出資決定期限後も安定的・継続的に提供できるよう、関係省庁が連携し、具体的な体制整備を行っていく

本数・先数 REVICの地域観光活性化ファンドからの投融資実行件数の推移 (平成29年3月末時点)



歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース(第5回)

歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室
(規制・制度改革)

平成29年5月18日

中間とりまとめにおける指摘事項等への対応 【概要】

中間とりまとめにおける指摘事項等

対応

1. 建築基準法関係

○歴史的建造物を建築基準法の適用除外にするための条例の制定を進めるため、歴史的建造物に関する**建築基準法適用除外の条例の制定・活用に関するガイドライン**を策定。



○条例の制定促進に資するガイドラインの作成について、
①関係自治体、建築の専門家、国からなる「**歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議**」を設置・開催（第1回：平成29年2月22日、第2回：同年3月27日）。
②以降、定期的に連絡会議を開催して検討を進め、関係自治体の取組状況や事例を取りまとめ、随時、情報提供するとともに、**平成29年度中にガイドライン**を策定・公表。

○建築基準法の建築基準の合理化について、
①古民家を住宅以外に用途変更しやすくするため、**階段の基準の合理化**や、**伝統的構法の構造に関する仕様**の追加を、**平成29年度前半に措置**予定。
②上記以外にも、連絡会議等を通じて、実際の支障事例を収集し、**積極的に技術基準の更なる合理化**に取り組む。

2. 市街化調整区域(都市計画法)開発関係

○市街化調整区域においてオーベルジュ等が柔軟に開業できるよう制度・運用の改善を図るため、古民家等の既存ストックについて、地域の実情に応じて円滑な用途変更が可能となるよう、用途変更に当たり弾力的に許可できる用途の類型を整理し、**技術的助言を国から地方自治体に対して発出**。



○市街化調整区域における建築物の用途変更について、空家となった古民家等の既存建築物を地域資源として、観光振興等による地域再生に資するなどの場合に、許可の運用の弾力化を可能とする**技術的助言を、国から地方自治体に対して発出**（「開発許可制度運用指針の改正について」（国都計第138号：平成28年12月27日付））。

中間とりまとめにおける指摘事項等への対応【概要】

中間とりまとめにおける指摘事項等

対応

3. 消防法関係

○「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月）」も踏まえ、古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行う。



○有識者や消防機関の意見を踏まえた上で、次の措置を実施。

- ①古民家等に関する、自動火災報知設備や誘導灯等の適用除外事例を紹介・周知（「古民家等に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供について」（平成29年3月23日付事務連絡））。
- ②古民家の宿泊施設等への活用の際し、簡明な経路により容易に避難できる場合に利用者にその旨を周知するなど、一定の要件を満たす場合には、「誘導灯」及び「誘導標識」の設置を要しない旨を周知（「一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（消防予第71号：平成29年3月23日付））。
- ③延べ床面積300㎡未満の古民家活用施設に自動火災報知設備を設置する場合、消防設備士等の資格も不要で、簡便な工事で設置可能な無線式の設備（特定小規模施設用自動火災報知設備）で足りる旨を広く周知（当該趣旨を記載したリーフレット（2.5万部）を作成、各都道府県を通じて消防本部及び保健所に配布するとともに、ホームページで周知（平成29年3月））。

○引き続き古民家等に関する消防用設備等の適用除外事例を収集するとともに、各消防本部に対して助言等を行うことにより、できる限り統一的な運用を確保。

最終とりまとめにおける中間とりまとめ指摘事項等への対応 【概要】

中間とりまとめにおける指摘事項等

対応

4. 旅館業法関係

- 時代に見合ったシンプルな制度に見直しすべく、**ホテル・旅館営業の一本化等の法律改正**を予定。
- 「法を全部改正し、時代に見合ったシンプルな制度を再設計すべき」等の本TFにおける有識者の意見や、「構造設備基準の規制全般についてゼロベースで見直しすべき」等の規制改革推進会議からの意見も踏まえ、**規制の大幅な見直しを検討する**。



- ホテル・旅館営業の一本化を含む「旅館業法の一部を改正する法律案」**を、平成29年3月7日に国会提出。
- 旅館業法の改正に合わせ、**客室数の最低数の撤廃、便所の数値規制の撤廃、複数の簡易宿所における共同での玄関帳場の設置を認める**等、ゼロベースで規制の大幅な見直しを実施予定。
- 都道府県等が今回の規制の見直しの趣旨を踏まえて、適切に条例改正等の措置を講ずるよう、要請するとともに、見直し後の状況や関係者の意見等を踏まえ、旅館業規制の一層の適切な見直しに努める。

5. その他

- 建築基準法、消防法、旅館業法等について、連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を整理・分析し、現行の規制・制度の改善を進める。



- 随時整理・分析を進め、適時適切に規制・制度の改善を進める。